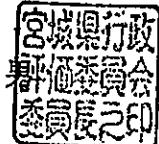


写

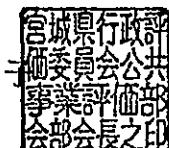
宮行評委第8号
平成27年10月27日

宮城県知事
村井嘉浩 殿

宮城県行政評価委員会
委員長 堀切川一



宮城県行政評価委員会公共事業評価部会
部会長 橋本潤



平成27年度公共事業再評価について（答申）

平成27年8月4日付け復政第48号で諮問のありましたこのことについて、行政評価委員会条例第6条第1項第3号及び同条第7項の規定により公共事業評価部会で審議した結果は、下記のとおりです。

なお、事業の実施に関する意見は、別紙のとおりです。

記

「事業継続」とした県の評価を妥当とする事業

一般県道大島浪板線浪板工区道路改良事業
(以上1事業)

(別紙)

1 審議対象事業の実施に関する意見

[一般県道大島浪板線浪板工区道路改良事業]

今後の建設工事に当たっては、復興支援道路をはじめとする当該事業の目的を踏まえた迅速な施工を行い、早期完成に努めること。

2 今後の事業の実施に関する意見

今後とも、公共事業の実施に当たっては、必要とされる規模や仕様を十分に精査し、コストの縮減に努めること。

また、費用便益の分析に当たっては、国のマニュアル等を参考にするだけでなく、個別事業の内容に即した分析を加えるなど、その妥当性の確保に努めること。

併せて、公共事業の推進に当たっての地元との調整時期など、今回の事業実施に際して判明した課題については、他の事業の参考となるよう、要因の分析を行うとともに、情報の共有を図ること。